二十　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第二十二条第一項
二十一　水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）第二十八条第一項
二十二　雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二条第二項
二十三　健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十六条第一項
二十四　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第十七条第一項
二十五　令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項
二十六　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十五号）第二十条第一項
二十七　ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）第三十一条第一項
二十八　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第三十八条第一項
二十九　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十八条

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正）

第二十六条　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四条第一項第五十七号」を「第四条第一項第五十八号」に改める。

附則第八条第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（独立行政法人統計センター法の一部改正）

第二十七条　独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第一項第八十一号」を「第四条第一項第八十二号」に改める。

（電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正）

第二十八条　電子署名及び認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣」を「内閣総理大臣及び法務大臣」に改め、同項ただし書中「総務大臣及び経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣が共同で」を「主務大臣が」に改める。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第二十九条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁

第十五条第二項第二号中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第十八条中「第四条第一項第十二号」を「第四条第一項第十一号」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正）

第三十条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条中「内閣府又は」を「内閣府、デジタル庁又は」に改め、「内閣府令」の下に「、デジタル庁令」を加える。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正）

第三十一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三条第四項、第四条、第五条並びに第七条第二号及び第四号中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第十七条第一項中「総務省令」を「主務省令」に改め、同項第五号中「総務大臣」を「内閣総理大臣及び総務大臣（以下「主務大臣」という。）」に改め、同項第六号及び同条第三項中「総務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四項及び第五項中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第十九条第二項、第二十二条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十六条第二号及び第三号、第三十六条並びに第三十八条第二項中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第三十八条の二第一項から第五項までの規定中「総務大臣」を「主務大臣」に、「総務省令」を「主務省令」に改め、同条第六項中「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第三十八条の三第二項及び第三項中「総務省令」を「主務省令」に改める。

第六十六条第一項中「総務大臣」を「主務大臣」に改める。

第七十一条の次に次の一条を加える。

（主務省令）

第七十一条の二　この法律における主務省令は、デジタル庁令・総務省令とする。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第三十二条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第四十八条中「又は各省」を「、デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

（公益通報者保護法の一部改正）

第三十三条　公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「国家行政組織法」を「デジタル庁、国家行政組織法」に改める。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第三十四条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「内閣府又は各省の内閣府令」を「内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令」に改める。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第三十五条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第五十二条中「内閣府又は」を「内閣府、デジタル庁又は」に改め、「内閣府令」の下に「、デジタル庁令」を加える。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

第三十六条　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第四条第一項第九号」を「第四条第一項第八号」に改める。

第三十条中「又は各省」を「、デジタル庁又は各省」に、「又は省令」を「、デジタル庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。